

年 月 日

・ ・ ・ ・ ・ 大臣
・ ・ ・ ・ ・ 局長
・ ・ ・ ・ ・ 都道府県知事 } 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

中小企業等協同組合法第61条の2第1項(第2項)の規定による説明

書類の縦覧開始の届書

中小企業等協同組合法第106条の3の規定により、別紙必要書類を添えて、同法第61条の2第1項(第2項)の規定による説明書類の縦覧を開始したことを届け出ます。